

Client Alert

9 February 2017

目次

1. 裁判所の判断
2. 本判決の分析・評価
3. 今後の実務上の留意点

国際仲裁アップデート No. 7

仲裁人による公正性・独立性に関する情報の開示義務： 実務上の留意点

昨年 6 月、大阪高等裁判所において、仲裁判断を取消す判決が出されました。我が国では 2 件目の裁判例となります。

仲裁人は、当事者双方のいずれにも組しない公正かつ独立であることが求められていますが、これを確保するために、多くの国の仲裁法や仲裁機関の規則では、仲裁人（及び選任前の仲裁人候補者）が、ある案件に関して自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせる恐れのある事実があることを知ったとき、その情報を当事者及び仲裁機関に開示することを要求しています。

例えば、日本の仲裁法は、「仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由」があることを仲裁人の忌避事由とし、その程度には至らなくても、「仲裁人の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある」情報については、これを仲裁人が開示すべきことを求めています。

それでは、仲裁人（及び仲裁人候補者）は、どの範囲の情報を開示しなければならないか、また、仲裁当事者としては、いかなる点に留意しなければならないでしょうか。この点に関する仲裁法の定めはなく、解釈に委ねられています。

本クライアントアラートでは、こうした仲裁人の情報開示義務に係る上記事件の地方裁判所と高等裁判所の判断を概観・分析するとともに、仲裁当事者が留意すべき点について説明します。

1. 裁判所の判断

(1) 事案の概要

申立人ら（米国企業）及び被申立人ら（日本企業とシンガポール企業）は、日本の大阪府を仲裁地とする日本商事仲裁協会（JCAA）の商事仲裁規則に従った仲裁を行った。仲裁人は 3 名であり、仲裁廷の長（以下「A」といいます）は、他の 2 名の仲裁人が共同で選任した。

A は、ある国際的な法律事務所（以下「B 事務所」といいます）のシンガポールオフィスに所属するパートナー弁護士であった。A は、仲裁人に就任する際、次の内容を含む表明書（以下「本件表明書」といいます）を JCAA に対して提出した。

「(省略) B 事務所の弁護士は、将来、本件仲裁に関係しない案件において、本件仲裁の当事者及び／又はその関連会社に助言し又はそれらを代理する可能性があります。私は、本件仲裁の継続中、かかる職務に関与し又はかかる職務の情報を与えられることはありませんし、また、かかる職務が、本件仲裁の仲裁人としての私の独立性及び公正性に影響を与えることはないと考えています。」



仲裁手続きが開始した後、B 事務所の米国オフィスに、別の弁護士（以下「C」といいます）が移籍した。C は、B 事務所に移籍する前から、本件仲裁とは関連性のない米国クラスアクション訴訟において、被申立人（日本企業）の関係会社の訴訟代理人を務めており、B 事務所に移籍後もこれを継続していた（以下「本件事実」といいます）。もっとも、A は、本件事実を、本件仲裁手続きの当事者及び JCAA に対して開示しないまま、被申立人らに有利な仲裁判断を下した。

仲裁判断後に本件事実を知った申立人らは、この仲裁判断の取り消しを求めて、大阪地方裁判所に訴えを提起した。

(2) 大阪地方裁判所の判断（大阪地方裁判所 平成 27 年 3 月 17 日決定）の要旨

結論

本件の仲裁判断は取り消されるべきではない（仲裁判断の取り消しを否定）。

理由

本件事実は、それ自体は、仲裁人の忌避事由（仲裁人としての公正性又は独立性を疑うに足りる相当の理由）には該当しない。もっとも、そうだととしても、本件事実は、A が開示すべき情報（仲裁人としての公正性又は独立性に疑いを生じさせる恐れのある事実）に該当すると解する余地がある。

ただし、本件では、A は本件表明書を仲裁人就任時に提出しており、申立人らは、これに対して何らの異議も述べていなかった。このため、A が本件事実を開示していなかったとしても、それは軽微な違反といえ、結論として、本件の仲裁判断は取り消されるべきではない。

(3) 大阪高等裁判所の判断（大阪高等裁判所 平成 28 年 6 月 28 日決定）の要旨

結論

本件仲裁判断は取り消されるべきである（仲裁判断の取り消しを肯定）。

理由

本件事実は、申立人らの立場からすれば、A を忌避するかどうかを判断するための重要な情報であるから、A が開示すべき情報にあたる。

そして、この開示すべき情報について、A には一定の調査義務が課せられる。具体的には、A が手間をかけずに知ることができる情報については、A には調査をする義務が課せられる。A がこの調査を怠ったために情報開示がなかった場合、A には開示義務違反が成立する。

本件事実は、A がコンフリクトチェックを行うことによって特段の支障なく調査することが可能であったのであるから、A が調査すべき情報であった。今回、A が本件事実を開示しなかった理由が、A が本件事実を知りながらあえて開示しなかったのか、あるいは、A がコンフリクトチェック等の調査を怠ったのかは明らかではない。しかし、いずれの場合でも、A には開示義務違反が成立する。なお、本件表明書は、現実に発生した事実を開示したものではないため、この提出によって A が開示義務を果たしたことはない。



本件の開示義務違反は、重大な手続き上の瑕疵である。このため、たとえそれが仲裁判断の結論に直接影響を及ぼさないとしても、本件の開示義務違反は仲裁法 44 法 1 項 6 号の取消事由（仲裁廷の構成又は仲裁手続が日本の法令に違反する）に該当する。仲裁手続及び仲裁判断の公正を確保するとともに、仲裁制度に対する信頼を維持するためにも、本件仲裁判断は取り消されるべきである（申立ての裁量棄却はしない）。

2. 本判決の分析・評価

上記の大阪高等裁判所の判決は、以下のとおりに評価・分析することができます。

- 開示義務の対象となる情報は比較的広く、例えば同一法律事務所内の別の国のオフィスに所在する弁護士の活動についても、開示義務の対象となりうる。
- 開示義務は、仲裁人として選任された後も課せられる継続義務である。
- 開示義務の対象に含まれる情報について、仲裁人は、一定の調査義務を課せられる。
- 開示義務違反（又は調査義務違反）の場合、それが仲裁判断に直接影響を与えない場合であっても、仲裁判断の取消事由に該当しうる。
- 本件意見書のような事前開示（Advance Waiver）は、開示義務を果たしたと評価されない。

上記の大阪地方裁判所が慎重に判断を避けたように、本件事実が開示義務の対象となる情報と言い切れるか否か（つまり、「仲裁人の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある」情報と本当に言い切れるか否か）については、議論がありうるところでしょう。また、仲裁判断に至るまでに要した時間や費用等も考えれば、仲裁判断に直接影響を与えない場合等の軽微な違反については、同大阪地方裁判所のように、取消申立ての裁量棄却をする（つまり、仲裁判断の取消しを認めない）というアプローチもありうるでしょう。いずれにしても、本件では、仲裁廷の長である A が、適切に情報開示を行っておくべき事案であったと言えるでしょう。

本事件は現在、最高裁判所に上訴されており、終局的な判断としては最高裁判所の判断が待たれます。

3. 今後の実務上の留意点

上記大阪高等裁判所の判決を踏まえ、実務上、日本を仲裁地とする仲裁当事者としては、以下の点に留意する必要があると考えます。

- 当事者、代理人及び仲裁人は、潜在的な利益相反の開示に関して疑義がある場合には、国際仲裁における利益相反に関する IBA ガイドラインを参照すべきです。例えば、本件は、同ガイドラインの「オレンジリスト」に該当し、コンフリクトチェックがなされるべき事案だったといえます（同ガイドラインのパラグラフ 3.2）。
- 仲裁人による開示義務は、仲裁手続を通じて課される継続的義務です。そして、本件において裁判所は、仲裁人がコンフリクトチェックを徹底することの重要性を強調するとともに、その実施が比較的容易であると



本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



武藤 佳昭
パートナー
03 6271 9451
yoshiaki.muto@bakermckenzie.com



ジョエル・グリアー
パートナー
03 6271 9728
joel.greer@bakermckenzie.com



吉田 武史
シニア・アソシエイト
03 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



大森 裕一郎
アソシエイト
03 6271 9542
yuichiro.omori@bakermckenzie.com

いう点をも指摘しています。そこで今後、法律事務所にも所属する仲裁人が本件のような事態を回避するためには、実務上、次の2つの方法が考えられます。1つ目の方法は、法律事務所のコンフリクトチェック・システムの設定等に関連します。具体的には、同システムにおいて、仲裁の当事者又はその関連会社の仕事を引き受けようとする事務所内の別の弁護士（又は事務所に新しく加入する、これらの仕事を既に行っている弁護士）が現れた場合には、必ず仲裁人に確認をとることを義務付ける方法です。2つ目の方法は、仲裁手続きの終結前に、開示漏れの事実が無いかをダブルチェックする目的で、コンフリクトチェックを再度実施する方法です。

- 上記大阪高等裁判所の判決内容を前提にすると、仲裁判断後に仲裁人による非開示のみを理由として同判断の取消を求めた場合でも、それが認められる可能性は低くないように思われます。このことは、仲裁に勝訴する可能性が低い当事者によって、例えば次のような方法で悪用されるリスクを想定させます。1つ目として、そのような当事者が、仲裁判断の取消を後日求める目的で、非開示情報があることを仲裁手続中にはあえて指摘せず、仲裁判断が下された後にその点を問題点として取り上げて仲裁判断の取消等を求めるという行動を取るリスクです。仲裁判断が下される前に非開示情報を指摘した場合、仲裁人の交替とスケジュールの延期程度の影響しか生じません。これに対して、仲裁判断が下された後に情報の非開示を問題として取り上げて仲裁判断の取消が認められた場合、仲裁を一から開始しなおすことが可能となります。2つ目として、当事者が、仲裁人の公正性や中立性に関する何らかの怪しい情報に接した場合であっても、その情報について詳細な調査をすぐに開始するのではなく、敗訴した場合に備えて、後日調査を行おうという行動を取るリスクです。
- 他方で、些細な情報開示義務違反を理由として仲裁判断が取り消される可能性が高いことは、仲裁当事者の代理人に対して、仲裁人が開示義務を果たしているかどうかを確認する負担を課していることを意味します。このため、仲裁当事者の代理人としては、仲裁人と当事者又はその代理人との間の関係性について、たとえそれが非常に薄いものであったとしても、すぐに指摘する必要があるといえます。

www.bakermckenzie.co.jp

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720

©2017 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。